

報道発表資料

平成14年11月15日

ラムサール条約第8回締約国会議の開催及び登録湿地の追加の予定について

概要： ラムサール条約第8回締約国会議が、来る11月18日～26日にヴァレンシア(スペイン)で開催され、同会議において、条約の履行状況について事務局から報告が行われるほか、合計43本の決議案について討議が行われる予定ですのでお知らせします。

なお、同会議の開催中に併せて、宮島沼(北海道)及び藤前干潟(愛知県)が新たにラムサール登録簿に掲載され、同条約事務局より登録の認定証が自治体関係者に授与される見込みです。

本文： 1. 第8回締約国会議の概要

ラムサール条約(正式名称:特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。発効:1975年)の第8回締約国会議(副題「湿地:水、生命及び文化」)が、以下のとおり開催される予定です。

(1) 期日 2002年11月18日(月)～26日(火)

(2) 場所 ヴァレンシア(スペイン)

プリンシペ・フェリペ科学博物館(Science Musium Principe Felipe)

(3) 参加者

締約国約150カ国の政府代表及び国際機関、NGO等が参加。我が国からは、政府代表団のほか、地方公共団体、NGO等のオブザーバーが参加予定。なお、政府代表団は、環境省、外務省及び国土交通省で構成します。

(4) 主要な議題

ア) 条約実施状況のレビュー

各国から提出された国別報告書にもとづき、事務局より条約の履行状況について報告します。

イ) 決議案の検討(別紙1参照。主要な決議案は以下のとおり。)

・湿地復元の原則とガイドライン

各国が湿地の復元プロジェクトを企画・実施する際に考慮すべき事項や手順(目標の設定、モニタリング、評価、見直しなど)を示しています。

・湿地の文化的側面に関するガイダンス

各国が湿地のもつ景観や伝統、芸術など文化的側面を認識し、湿地の賢明な利用にむけて活用するための28項目の原則を示しています。

・アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全に関する国際協力

2001年から開始されたアジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略について、各締約国及び国際機関などに、さらなる参加、支援の促進を要請し、地域の国際協力の枠組みを拡大しようとするものです。

2. 宮島沼及び藤前干潟のラムサール登録及び登録認定証の授与

会期の初日にあたる11月18日(月)に、宮島沼(北海道)及び藤前干潟(愛知県)がラムサール条約に基づく「国際的に重要な湿地」として登録され、以下のとおり事務局から地方自治体関係者に対し認定証の授与が行われる見込みです。

なお、宮島沼及び藤前干潟の登録等については改めて会期中に記者発表を行う予定。

(1) 日時 2002年11月22日(金) 13:15 -

(2) 場所 プリンシペ・フェリベ科学博物館 アルカディア
3a(Arcadia3a)会議室

(3) 参加者 ラムサール条約事務局、日本政府、地方自治体、国内 NGO 関係者 約70名